

社会福祉法人広島県同胞援護財団 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 広島県同胞援護財団（以下「当法人」という）定款第8条、定款第22条ならびに評議員選任・解任委員会運営規則第6条の規定に基づき、役員（理事および監事）、評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等については、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- 2 常勤役員等については、報酬を支給する。
- 3 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。
- 4 特命業務を担当する非常勤役員については、役員等報酬規程により支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- 2 報酬については、別表1に定める額
- 3 職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。
- 4 常勤役員の福利厚生については、原則として「職員就業規則」に準ずる。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- 2 報酬については、別表2に定める額
- 3 職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法・計算期間・控除)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、職員の給与支給日と同日とし、銀行振込にて支給する。

- 2 前項の役員が任期途中で退任もしくは就任する場合は、日割り計算として支給する。
- 3 1項の役員報酬からは、所得税、住民税、社会保険料、その他立替金等を控除して支給する。
- 4 非常勤役員等に対する報酬は、月末締め翌月5日に銀行振込にて支給する。ただし、支払日の当日が土曜日又は休日のときは、その前日とする。また、特命業務をおこなう非常勤役員等に対する報酬は、6条1項に従う。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、または解任の場合の報酬額については、その月勤務すべき日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条の2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に円位未満の端数が生じたときには、四捨五入する。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(役員の債務保証料)

第10条 役員が法人の債務保証をした場合、当該年度の債務保証額に応じた保証料を支給することができる。保証料率は、信用保証協会の保証料率に準ずるものとし、支給の決定及び保証料は、理事会・評議員会の承認を得て支給することとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けておこなう。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1 常勤役員等の報酬

役職名	報酬額
理事長	年俸 15,000,000 円 (月割支給)
業務執行理事	年俸 12,000,000 円 (月割支給)
理事	年俸 10,800,000 円 (月割支給)

別表2 非常勤役員等の報酬

(1) 評議員

報酬要件	報酬額
評議員会への出席	日額 20,000 円
上記の他、法人および施設業務のための出勤	日額 20,000 円

(2) 理事

報酬要件	報酬額
理事会等会議への出席	日額 20,000 円
上記の他、法人および施設業務のための出勤	日額 20,000 円

(3) 監事

報酬要件	報酬額
理事会等会議への出席	日額 20,000 円
監事監査 (監査準備を含む)	1回 80,000 円
上記の他、法人および施設業務のための出勤	日額 20,000 円